

平成 29 年度 環境省 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(中小事業者による排出量算定・排出量削減のための環境経営体制構築支援事業)
Eco-CRIP 補助事業 応募要領

平成 29 年 5 月 31 日
一般財団法人持続性推進機構

1. Eco-CRIP 補助事業の趣旨

Eco-CRIP* (エコ・クリップ) は、中小事業者でも無理なく実践できる、CO₂削減に特化した環境経営体制構築のためのプログラムです。

Eco-CRIP 補助事業は、サプライチェーンの重要な構成者である中小事業者へ環境経営の専門家である支援相談人を派遣し、環境省が作成した「エコアクション 2.1 CO₂削減プログラムの手引き」(以下、「Eco-CRIP の手引き」とします。)に基づき、中小事業者の省エネルギー等の CO₂排出量削減のための活動及び環境経営体制構築に対する支援を行う事業に要する経費を補助します。このため、Eco-CRIP 補助事業の参加事業者は、所定の要件を満たした場合、受けた支援が無料となります。また、所定の要件を満たした参加事業者に対しては、Eco-CRIP の取組に要した人件費の一部を補填します。

Eco-CRIP 補助事業は、支援を通じて、CO₂排出削減のための対策が十分に進んでいない中小事業者の取組を着実に進め、サプライチェーン全体での CO₂排出低減達成に資することを目的としています。

2. 参加できる事業者の要件

Eco-CRIP 補助事業は、原則として、CO₂排出量の削減と事業発展の両立を図りたい中堅・中小事業者であって、以下の要件を満たす事業者であれば、業種業態を問わず、参加することができます。

- ISO14001、エコアクション 2.1 等の第三者認証による環境マネジメントシステムの認証を、過去に一度も取得したことがなく、現在も取得していない事業者
- Eco-CRIP の戸別訪問支援を、過去に一度も受けたことがない事業者
- 電気使用量等の CO₂排出量の把握に必要なデータを、実測値として把握することが可能な事業者
(注意：他の組織等とフロアを共有している場合、または事務所を間借りしている、他の法人や団体と事業所や工場等を共同使用している等により、電気使用量を按分している場合等は、この要件を満たしません。)
- 取組及び支援期間中とその前年同期間の CO₂排出量の比較が可能な事業者 (注意：当該両期間の間に、事業所の移転、生産設備などの大幅な増強または縮減等を行った事業者は、この要件を満たしません。)

3. 支援の種類

① 初歩的な環境経営体制構築のための取組に対する支援（5回支援）

「Eco-CRIP の手引き」に基づく、CO₂ 排出削減に特化した環境経営体制構築のための取組に対する支援（環境への取組等に関する知識等を持たない事業者向け）

② より高度な環境経営体制構築の取組に対する支援（5回支援）

「Eco-CRIP の手引き」に基づく CO₂ 排出削減の取組に加えて、環境マネジメントシステムの第三者認証取得をめざした取組に対する支援（環境への取組等に関する知識等を持たない事業者向け）。

③ より高度な環境経営体制構築の取組（3回支援）

「Eco-CRIP の手引き」に基づく CO₂ 排出削減の取組に加えて、環境マネジメントシステムの第三者認証取得をめざした取組に対する支援（IPSuS が一定の環境への取組等に関する知識等を持つと認めた事業者向け）。

4. Eco-CRIP 補助事業の概要

① 参加申込

・Eco-CRIP 補助事業に参加を希望する事業者は、最寄りの担当地域事務局へ参加を申し込みます。

② 支援相談人の派遣

・担当地域事務局は、参加事業者の業種、業態等を考慮し、適切な支援相談人を参加事業者に派遣します。

③ CO₂ の削減及び環境経営システム構築・運用のための取組の支援

・参加事業者は参加の目的に応じて、原則 5 回の戸別訪問支援を受けます。

・参加事業者は、原則 5 回の戸別訪問支援を通して、支援相談人の支援のもと、省エネルギー等の CO₂ 削減の取組を行うとともに、環境経営システム構築・運用の取組を行います。

・参加事業者は、支援相談人の支援のもと、取組期間中（原則として、CO₂ 削減の取組開始月から連続する 3 ヶ月間であって、平成 29 年 11 月までのデータ）の CO₂ 排出量及び前年同月比の CO₂ の削減量、並びに光熱費等の経費を把握します。

④ 取組結果の報告

・参加事業者は、取組期間中の連続する 3 ヶ月間の CO₂ 排出量及び削減量等を、支援相談人を通して、担当地域事務局に報告します。

⑤ 支援無料化等の要件

・参加事業者が以下の(1)及び(2)の要件を満たした場合、受けた支援が無料となります。

(1) 原則 5 回の戸別訪問支援が、平成 29 年 12 月 31 日までに完了していること

(2) 本要領 3-④に規定する CO₂ 排出量等の報告が、平成 30 年 1 月 19 日までに完了していること

・参加事業者のうち、「より高度な環境経営体制構築の取組に対する支援」を受けた事業者に限り、

以下の(3)及び(4)の要件を満たした場合、受けた支援の無料化に加えて、参加事業者が Eco-CRIP の取組に要した人件費の一部が補填されます。

(3) 平成 30 年 2 月 28 日までに、IPSuS が指定する第三者認証の環境マネジメントシステムの登録審査を申し込むこと。

(4) 平成 30 年 10 月 31 日までに、IPSuS が指定する第三者認証の環境マネジメントシステムの登録審査を受審すること。

(IPSuS が指定する第三者認証の環境マネジメントシステムとは、本事業の目的である CO₂ 排出削減の継続性の担保のため、CO₂ 排出削減を要求事項とする第三者認証の環境マネジメントシステムを指します。)

5. 参加申込の方法

(1) 申込書類等

参加を申し込む上で提出が必要となる書類は、「参加申込書」、「誓約書」、及び「参加事業者調査票」の 3 書類です。

「参加申込書」及び「誓約書」は、事業者の代表印の捺印が必要です。

(2) 申込期間

申込期間は、原則として、平成 29 年 6 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日までとします。申込は、原則、先着順で申込を受け付け、補助金予算額に達した場合は、平成 29 年 10 月 31 日以前に申込受付を終了する場合があります。

(3) 申込先

申込先は、事業者の所在地を担当する担当地域事務局（別表 1）になります。

(4) 申込方法

参加を希望する事業者は、「参加申込書」及び「誓約書」の原本それぞれ 1 部を、担当地域事務局へ郵送してください。また、「参加事業者調査票」については、原則として、Excel ファイル上で作成し、担当地域事務局へ電子メールで提出してください。

6. 参加申込にあたっての注意事項

Eco-CRIP 補助事業は、公的資金を財源として実施する補助事業です。そのため、IPSuS、担当地域事

務局、支援相談人、及び参加事業者には、Eco-CRIP 補助事業の適正な運営あるいは参加が強く求められます。

Eco-CRIP 補助事業への参加を検討している事業者には、以下の点について十分にご理解、ご認識いただいた上での参加申込をお願いいたします。

- 次の場合、参加事業者が受けた支援が無料とはならず、担当地域事務局及び支援相談人が、参加事業者に対して支援に要した経費を請求する場合があります。
 - ✓ 参加事業者が 5 回の戸別訪問支援の途中で、Eco-CRIP 補助事業の取組を中止した場合
 - ✓ 参加事業者が、所定の期日までに CO₂ 排出量等の報告を行わなかった場合
 - ✓ 参加事業者が、IPSuS あるいは担当地域事務局に提出する書類、報告等に、虚偽の内容、事実と異なる内容を記載した場合、または、不正を行った場合
- 次の場合、参加事業者に対して、補填された人件費の返還を求める場合があります。
 - ✓ 「より高度な環境経営体制構築のための取組に対する支援」を受け、IPSuS が指定する第三者認証の環境マネジメントシステムの登録審査を申し込み、人件費の補填を受けた参加事業者が、所定の期日までにその登録審査を受審しなかった場合
- Eco-CRIP 補助事業の適正かつ円滑な運営のために、IPSuS または担当地域事務局が、取組期間中に参加事業者の現地調査を行う場合があります。

* Eco-CRIP (正式名称「エコアクション 2.1 CO₂削減プログラム」) は、平成 26 度に策定された CO₂ 排出削減に特化した環境経営体制構築のためのプログラムです。平成 26 年及び 27 年度の実証事業を経て、平成 28 年度より補助事業として実施しています。

別表1 担当地域事務局一覧

担当地域事務局名	担当都道府県	住所	電話番号	メールアドレス
環境ネットやまがた 【特定非営利活動法人 環境ネットやまがた】	北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	〒990-2421 山形県山形市上桜田 3-2-37	023-679-3340	eco-crip@env.jp
東京中央 【特定非営利活動法人 杉並環境カウンセラー協議会】	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、山梨	〒167-0051 東京都杉並区荻窪 5-15-7 白鳳ビル 2F 202号	03-3392-5231	ecocrip.tokyo-chuo@vesta.ocn.ne.jp
かながわ 【神奈川県中小企業団体中央会】	神奈川	〒231-0015 神奈川県横浜市中区尾上町 5-80 神奈川中小企業センター9階	045-671-1138	ea21@chuokai-kanagawa.or.jp
長野産環協 【一般社団法人 長野県産業環境保全協会】	新潟、富山、石川、福井、長野	〒380-0936 長野県長野市大字中御所字岡田 131-10 長野県中小企業会館5階	026-228-5886	ea21nasa@valley.ne.jp
静岡環境資源協会 【一般社団法人 静岡県環境資源協会】	静岡	〒420-0853 静岡県静岡市葵区追手町 44-1	054-252-9023	kankyuu@po.across.or.jp
とよた 【豊田商工会議所】	岐阜、愛知、三重	〒471-8506 愛知県豊田市小坂本町 1-25	0565-32-4660	ea21@toyota.or.jp
大阪 【特定非営利活動法人 大阪環境カウンセラー協会】	滋賀、京都、大阪、奈良、和歌山、徳島、香川、愛媛、高知	〒550-0005 大阪府大阪市西区西本町 1-7-7 CE 西本町ビル 8階	06-6543-1521	info@ea21-osaka.org
ひょうご EMS 支援センター 【公益財団法人 ひょうご環境創造協会】	兵庫	〒654-0037 兵庫県神戸市須磨区行平町 3-1-18	078-735-2780	ea21hyogo@eco-hyogo.jp
岡山県環境保全事業団 【公益財団法人 岡山県環境保全事業団】	鳥取、島根、岡山、広島、山口	〒701-0212 岡山県岡山市南区内尾 665-1	086-298-2122	ea21@kankyo.or.jp
ECO-KEEA 九環協 【一般財団法人 九州環境管理協会】	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	〒813-0004 福岡県福岡市東区松香台 1-10-1	092-662-0410	ea21@keea.or.jp